政令

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十八号

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文

消費者安全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十九号

消費者安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十二第一項及び第四十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項並びに第四項から第七項までの規定中「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第四十六条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、「第七条」の下に「、第十一条の十一第一項（法第十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の十二第一項、第十一条の二十二」を加え、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（登録試験機関の登録の更新）

第八条　法第十一条の十二第一項の政令で定める期間は、五年とする。

附　則

この政令は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

下水道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項（同法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）及び第二十二条（同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第一項第十号中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

第十五条第一号中「以上下水道」の下に「、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）」を「有する者」の下に「（計画設計を行わせる場合にあつては三年六月以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「下水道に」を「下水道等に」に改め、「有する者」の下に「（計画設計を行わせる場合にあつては四年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（計画設計を行わせる場合にあつては五年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第四号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（計画設計を行わせる場合にあつては六年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては三年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第五号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第七号中「下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設」を「下水道等」に、「三年」を「一年六月」に、「一年以上」を「六月以上」に改める。

第十五条の三第一号中「以上下水道」の下に「、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）」を、「有する者」の下に「（一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「下水道の」を「下水道等の」に改め、「有する者」の下に「（一年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（二年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第四号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（三年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第五号中「下水道」を「下水道等」に改め、「有する者」の下に「（五年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第七号中「下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設」を「下水道等」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

告示

〇中央選挙管理会告示第八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十七年十月七日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館内　総務省

日時　平成二十七年十月八日　午前十時三十分

〇政治資金適正化委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年十月七日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四九二九	二七、九、一一	堤　三好
四九三〇	二七、九、一一	駒宮　史博
四九三一	二七、九、一一	木下　綾子